

一般社団法人地域安全学会 謝金に関する規程

平成 29 年 9 月 9 日 地域安全学会理事会承認

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人地域安全学会の依頼を受けた者に支払う謝金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金の種類と支払)

第 2 条 謝金として、講演会等での講師謝金及びパネリスト謝金、学会誌に関わる原稿料謝金及び座談会謝金（以下「講師謝金等」という。）について、講師謝金等を支払う当該企画・業務等に携わる本学会の主務担当者が所属する組織で定める額を上限として支給する。

2 出張のために旅費が発生する場合、会員、非会員にかかわらず、支払いは一般社団法人地域安全学会国内出張旅費規程によることとする。

3 講師謝金等の支払いに当たって、前記 1 の規程を準用する場合には、主務担当者が所属する組織の謝金支払額に関する関連規程を添付して、謝金支払い手続きを行うものとする。

(規程の改正)

第 3 条 この規程は、理事会の承認を経て改正することができる。

附 則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。